

原子力安全協定の締結（高島市と関西電力(株)との高浜発電所に係る安全協定）

1 経緯

- ① 平成28年1月25日：滋賀県 - 高浜協定（隣々接）締結。
高島市は協定当事者にならず（長浜市 - 美浜協定（隣々接）の実績を踏まえ、関西電力(株)に協定の締結を要請し、継続協議）
- ② 平成29年9月27日：協定締結（高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書）

2 協定の主な内容

- ① 関係諸法令の遵守
発電所の保守運営に当たり、周辺環境の安全確保のため、関係諸法令の遵守、万全の措置
- ② 平常時における連絡
発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況、発電所の保守運営状況等の連絡
- ③ 異常時における連絡
非常事態が発生した場合、不測の事態により放射性物質等が漏えいした場合等の緊急連絡
- ④ 損害の補償
発電所の保守運営に起因して市民に損害を与えた場合の損害拡大防止の措置および補償
- ⑤ 原子力防災対策
 - ・ 原子力防災対策の充実・強化ならびにその実効性を高めるための連絡体制の整備および教育訓練の実施
 - ・ 市が実施する地域防災対策への積極的な協力
- ⑥ 公衆への広報
発電所に関する特別の広報、報道発表を行う場合の連絡

若狭地域における原子力安全協定締結状況

